

議員提出議案第2号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年4月28日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成17年4月28日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務常任委員会	略	総務課・防災課・地域振興課・税務課及び三朝町営国民宿舎ブランチールみささに関する事項並びに他の委員会に属しない事項	総務常任委員会	略	総務課・企画財政課・税務課及び三朝町営国民宿舎ブランチールみささに関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業建設常任委員会	略	建設水道課・産業課及び農業委員会に関する事項	産業建設常任委員会	略	建設課・地域振興課及び農業委員会に関する事項
教育民生常任委員会	略	町民課及び教育委員会に関する事項	教育民生常任委員会	略	町民課及び教育委員会に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。